

## 人間開発とジェンダー

2003年11月22日

内閣府男女共同参画局長

名取はにわ

### 1 日本における男女共同参画社会の形成

#### (1) 国連の動きと連動

1) 1975年国際婦人年(目標:平等、発展、平和)「世界行動計画」採択

1977年 日本 国内行動計画を策定

- ・ 1979年 国連34回総会で女子差別撤廃条約採択
- ・ 1980年 「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)
- ・ 1985年「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択

\* 1985年 日本 女子差別撤廃条約批准

2) 1995年第4回世界女性会議 - 平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択

ジェンダーの主流化、そのためのナショナル・マシーナリーの強化。女性のエンパワメント。政策決定における女性の参画。

\* 1996年 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申

\* 1996年 北京の行動綱領に基づくわが国の国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定。

・ 様々な政策決定参画過程への男女共同参画、女性のエンパワメントを盛り込む。

#### (2) NGOとの連携

日本の男女共同参画施策は国連とNGOと連携しながら進んできた。特にナショナルマシーナリーの強化は、NGOの不断の働きかけがあったからこそ実現した。

・ 1975年の国際婦人年を契機として、NGOによる国際婦人年連絡会発足

\* 以後、政府とNGOの情報交換は活発にされてきた。

\* 1996年 総理府に男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足、内閣府男女共同参画局においても継続。

## 2 日本におけるナショナル・マシーナリーの発展と男女共同参画社会基本法の制定

(1) 1975年から1994年

婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進本部、総理府婦人問題担当室

\* 一見体制は整備されているが、根拠が閣議決定

(2) 1994年から1997年

1994年 男女共同参画推進本部、男女共同参画審議会(政令)、総理府男女共同参画室(政令)

\* 根拠が明確化した、男女共同参画にかかる連絡調整事務。また、男女共同参画審議会は1997年3月末までの3年の時限。

(3) 1997年

3月 男女共同参画審議会設置法により恒久的審議会が設置された。

\* 単独法で設置された意義は大きい。

クォータ制導入(審議会委員のどちらかの性が4割未満ではいけない)

・男女共同参画審議会には基本問題部会と女性に対する暴力部会が設置され、基本問題部会で基本法について審議が行われた。

・1998年基本問題部会は、男女共同参画社会基本法について答申。

(4) 1999年

男女共同参画社会基本法の制定

男女共同参画社会と積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の定義。

基本理念を明記。

国、地方公共団体は基本理念にのっとり、積極的改善措置を含んだ施策を策定し実施する責務を有する。

国民はあらゆる分野で男女共同参画社会の形成に寄与するようつとめ勤めなければならない協力することが期待される。

(5) 2000年

基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定。

(4) 2001年から

内閣府男女共同参画会議、男女共同参画局、男女共同参画本部

男女共同参画会議の任務

・基本的な方針、政策、重要事項等についての調査審議

- ・ 政府の施策の実施状況の監視
- ・ 政府の施策が及ぼす影響の調査

#### (5) まとめ

国連主導から男女共同参画社会基本法へ  
目指す方向は同じ。

例えば、政策におけるジェンダーの主流化は、男女共同参画基本計画、男女共同参画会議を通して実現される。

### 3 男女共同参画社会基本法について

#### (1) 1999年6月成立

「男女共同参画社会基本法」を、政府提出法案として通常国会に提出。参議院、衆議院とも全会一致で可決成立。

#### ・ 基本法の意義

他の法律と同じレベルであるが、基本理念は以後の政府の方針を拘束する。したがって日本は男女共同参画社会の実現を目指して進むことを法的に宣言したこととなる。

#### (2) 男女共同参画社会の定義（第2条第1号）

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」

定義の3つの構成要素

「男女が、社会の対等な構成員として」

男女どちらかが優位ということはない

「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され」

男女共同参画社会の前提

「もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」

男女が利益も責任も分かち合う社会。

#### (3) ポジティブ・アクションの定義と意義

第2条第2号「積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改

善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」

「前号に規定する機会に係る男女間の格差」とは「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会」に係る男女間の格差。

男女平等を実現するための暫定的措置

#### (4) 基本理念

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとり人間として能力を発揮できる機会を確保する必要がある。

社会に置ける制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族として役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようになる必要があります。

国際的協調

男女共同参画社会の形成のために、他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

#### (5) 国、地方公共団体、国民の責務

・国は、基本理念に基づき、積極的改善措置を含む男女共同参画基本計画の策定をはじめとする施策を総合的に策定し、実施していきます。

・地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と同様に積極的改善措置を含む施策に取り組むとともに、男女共同参画社会づくりのために地域の特性を生かした施策を展開していきます。

・国民は、あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に協力することが期待されています。

#### (6) 計画

国 - 男女共同参画基本計画策定義務

都道府県 - 都道府県男女共同参画計画策定義務

市町村 - 市町村男女共同参画計画策定**努力**義務

### 4 男女共同参画基本計画における人間開発(2000年12月)

#### (1) 政策決定過程における女性の参画

・審議会委員における女性の参画目標 - ポジティブ・アクション

2005年度末までのできるだけ早い時期に30%達成目標。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(3) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(4) 農山漁村における男女共同参画の確立

(5) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(6) 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(7) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(8) 生涯を通じた女性の健康支援

(9) メディアにおける女性の人権の尊重

(10) 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能とする教育・学習の充実

(11) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 5 女性のチャレンジ支援策(2003年6月)

#### (1) チャレンジ支援策検討の経緯

・2002年1月、男女共同参画会議において小泉内閣総理大臣から暮らしの構造改革の一環として、さまざまな分野における女性のチャレンジを促進することについて検討するよう指示があり、基本問題専門調査会で審議し、2003年4月「女性のチャレンジ支援策について」を男女共同参画会議の意見とした。

同年6月、男女共同参画推進本部は「女性のチャレンジ支援策について」決定した。

暮らしの構造改革には女性のチャレンジは不可欠。しかしながら、日本の女性の状況は、世界の中でも低い活動状況。

- ・日本の女性の現状

UNDPが2003年公表したHDI(Human Development Index)175カ国中9位。

GEM(Gender Empowerment Measure)では、70カ国中44位。

わが国は、基本的な人間の能力の開発は進んでいるものの、女性の能力を発揮する機会は十分でない。

GEMは女性の所得、専門職、技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出。

- ・日本の管理的職業従事者に占める女性割合 9.6%。国家公務員の女性管理職 1.4%。

- ・日本の女性の教育の現状

「図表でみるOECDインディケータ(2003年版)」によれば4年制大学卒業者に占める女性の割合(2001年)24か国中最下位。平均55%のところわが国は39%。ちなみに18位で男女半々。

修士課程卒業者に占める女性の割合は20か国中最下位。平均51%のところわが国は25%。ちなみに上位16位までは女性の割合のほうが高い。

上級研究学位プログラムの卒業者に占める女性割合も21か国中最下位。平均38%のところ23%。

さらに、女性の4年制大学の専攻分野別を見ても、生命科学・自然科学・農学、最下位。日本31%、平均48%。社会科学・商学・法学・サービス、最下位。日本31%、平均52%。工学・製造・建築最下位。日本10%、平均22%。保険・健康最下位。日本53%平均69%。

## (2) 女性が活躍できるようポジティブ・アクションの推進

1990年、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%となることを目指して、ポジティブ・

アクションを積極的に推進することが必要。

ポジティブ・アクション研究会

### (3) チャレンジ支援のためのネットワーク形成の推進

身近なチャレンジ支援

- ・「横」へのチャレンジ
- ・「再」チャレンジ

同年4月、男女共同参画局は、関係省庁、産業界、大学、研究機関、有識者等一緒に「チャレンジ支援ネットワーク検討委員会を立ち上げ、情報提供システム「チャレンジ・ネットワーク」の在り方について検討している。

また、様々な分野で、希望をもってチャレンジできるよう、身近なチャレンジモデルを提示する「チャレンジ・キャンペーン」の一環として、チャレンジ応援隊により、ロールモデルとしての体験談などを紹介する取組。

### (4) 地域におけるチャレンジ・ネットワーク

いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできる身近なチャレンジの支援

例えば、ワンストップサービス（熊本県）

2003年9月 名古屋大学産学官チャレンジフォーラムの開催

### (5) 今後の国の取り組み

- ・チャレンジ支援の展開 - チャレンジ大賞創設。
- ・ 国家公務員の女性の採用・登用の拡大。

できるだけ数値目標を掲げて進めていく。